

令和7年度市民税・県民税・森林環境税について

1. 税額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(市民税+県民税)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(市民税+県民税)} \\ \text{+ 森林環境税(国税)} \\ \hline \end{array} = \text{年税額}$$

● 所得割の算出方法 ●

前年中の総所得 − 所得控除額 = 課税される所得金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税される} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \text{6 \%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{調 整} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市 民 税} \\ \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税される} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \text{4 \%} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{調 整} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{県 民 税} \\ \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

● 均 等 割 ●

一定以上の所得のある方に対し、課税される一律の税額です。

市民税 3,000円 県民税 2,000円

森林環境税 1,000円

※県民税の均等割には「みえ森と緑の県民税」の1,000円が含まれています。

※森林環境税は国税として、令和6年度から1,000円課税されます。

2. 所得割の税率

課税される 所得金額	市民税 税 率	県民税 税 率
一 律	6 %	4 %

3. 所得控除

種 類	控 除 額			
雑損控除	いずれか多い方の金額 ・ 損失の金額－保険金等で補てんされる金額－（総所得金額等の合計額×10%） ・ 災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額－ 5 万円			
医療費 控 除	支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－（10 万円と総所得金額等の 5 %のいずれか少ない方の金額） ※ただし、限度額は 200 万円			
	支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる金額－1 万 2 千円 ※ただし、限度額は 8 万 8 千円			
社会保険料 控 除	支払った金額	小規模企業共済 等掛金控除	支払った金額	
生命保険料 控 除	(旧)生命保険料		(新)生命保険料	
	支払額 (A)	控除額	支払額 (B)	控除額
	15,000 円以下	全額	12,000 円以下	全額
	15,001～40,000 円	(A)×1/2+7,500 円	12,001～32,000 円	(B)×1/2+6,000 円
	40,001～70,000 円	(A)×1/4+17,500 円	32,001～56,000 円	(B)×1/4+14,000 円
	70,001 円以上	35,000 円	56,001 円以上	28,000 円
	一般の生命保険料と介護医療保険料と個人年金保険料、それぞれの控除額を計算し、合計します。 ※上限 70,000 円 ※新旧両方の保険料がある場合は、両方の合計額となります(上限 28,000 円)。			
地震保険料 控 除	旧 保 險 期 損 害	支払った金額	地震保険料控除額	
		5,000 円以下	全額	
		5,001 円～15,000 円	支払金額の 1/2+2,500 円	
	保 險 料 地 震	15,001 円以上	一律 10,000 円	
		支払金額	支払金額の 1/2 (上限 25,000 円)	
旧長期損害保険料控除・地震保険料控除の両方がある場合は両方の合計額 ※ただし、限度額は 25,000 円				

障害者控除	普通障害者		260,000 円
	特別障害者		300,000 円
	同居特別障害者		530,000 円
寡婦控除	260,000 円	ひとり親 控 除	300,000 円
勤労学生 控 除	前年の所得金額が 75 万円以下の人		260,000 円
扶養控除	一般 16 歳以上（平成 21 年 1 月 1 日以前生） で下記以外の人		330,000 円
	特定 19 歳以上 23 歳未満 （平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生）		450,000 円
	老人 70 歳以上		380,000 円
	同居老親等 70 歳以上 （昭和 30 年 1 月 1 日以前生）		450,000 円
	年少 16 歳未満の人 （平成 21 年 1 月 2 日以降生）		控除額なし
基礎控除	合計所得金額		基礎控除額
	2,400 万円以下		430,000 円
	2,400 万円超 2,450 万円以下		290,000 円
	2,450 万円超 2,500 万円以下		150,000 円
	2,500 万円超		適用なし

※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族であっても障害者控除を受けられます。

◎令和 3 年度から所得金額調整控除の創設、基礎控除、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除等が見直しされました。詳しくは、国税庁ホームページ等をご覧ください。<https://www.nta.go.jp/>

●配偶者控除および配偶者特別控除●

納税義務者の合計 配偶者の 合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円 超
配偶者 控除	48 万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円	控 除 適 用 な し
	[老人控除対象配偶者]	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円	
配偶者特別 控除	48 万円超 100 万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円	
	100 万円超 105 万円以下	3 1 万円	2 1 万円		
	105 万円超 110 万円以下	2 6 万円	1 8 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下	2 1 万円	1 4 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下	1 6 万円	1 1 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下	1 1 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超		配偶者控除・配偶者特別控除適用なし		

4. 配当割控除額または、株式等譲渡所得割控除額

	市民税	県民税
配当割額または 株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 税額控除

課税所得金額 種類		1,000 万円以下 の 部 分		1,000 万円超 の 部 分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投資信託 等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
寄附金	寄附金の合計額〔総所得金額等の 30%を上限〕－ 2,000 円 控除率は、県民税について 4%、市民税について 6%とし、県 が条例により指定した寄附金については、県民税から、市が条 例により指定した寄附金については、市民税からそれぞれ控除 します。				

6. 課税されない人

令和 7 年 1 月 1 日現在、次に該当する方は市民税・県民税、森林環境税は課税されません。

- ①前年中に所得を有しなかった方
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ③障害者・寡婦またはひとり親・未成年者（※）で、前年中（令和 6 年中）の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の方
- ④令和 7 年 1 月 1 日以前に死亡された方 等

※未成年者とは 1 8 歳未満の方（平成 1 9 年 1 月 3 日以降生まれの方）

7. 市民税・県民税、森林環境税の非課税基準

均等割額・所得割額の非課税基準は次のとおりです。

	扶養あり	扶養なし
均等割額	(扶養親族+1)×28 万円+10 万円 +16 万 8 千円≧所得	28 万円+10 万円 ≧所得
所得割額	(扶養親族+1)×35 万円+10 万円 +32 万円≧所得	35 万円+10 万円 ≧所得

※志摩市で森林環境税が非課税となる基準は市県民税の均等割が非課税となる基準と同一です。

特別徴収に係る給与所得者の異動届出書について

- 退職・休職・転勤・死亡等により納税義務者に異動があった場合は、異動した月の翌月 1 0 日までに必ず提出してください。
- 異動があった場合は、異動があった日の属する月の月割額まで徴収してください。
- 令和 8 年 1 月 1 日以降の退職・休職があった場合は、本人の希望に関係なく一括徴収をしてください。
- 特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。
- この届出が遅れますと市の事務処理が遅れるばかりでなく、貴事業所の滞納として督促状の発送を行う場合がありますので提出期限は、厳守してください。
- この異動届出書を提出したにもかかわらず税額の変更通知が送付されてこない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。
- eLTAX（地方税ポータルサービス）を利用して、以下の書類の提出ができます。（P.2 参照）
 - 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
 - 特別徴収への切替依頼書 ○特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
 - 給与支払報告書（総括表・個人別明細書） 等

※異動届出書が不足したときは、コピーしてお使いください。

志摩市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.shima.mie.jp/>